

里帰り先での妊婦健診 費用の一部を助成します

市では、里帰り出産などに伴い、 県外の医療機関で妊婦健康診査を受 けた人に、その費用の一部を助成し ます。

【対象者】 市内に住所を有している 人で、里帰り出産などのため、県 外の医療機関で妊婦健診を受診し た人

【助成対象となる健診】 平成21年2 月1日以降の健診受診分から

【助成限度額】

| 助成限度額 |
|---------|
| 18,118円 |
| 6,298円 |
| 7,998円 |
| 9,658円 |
| 7,998円 |
| |

【申請期間】

健診受診日から6カ月以内

【申請方法】 居住地の総合支所市民 福祉課に備え付けの申請書に必要 事項を記入し押印の上、次の書類 を添えて、直接提出してください。 ①助成対象健診時期に該当する未 使用の妊婦健康診査受診票(助成

②妊婦健康診査受診状況が記載さ れた母子健康手帳

③医療機関が発行する領収書

【問い合わせ】

- 市民生活部健康推進課 地域保健係
- **T** 0220 (58) 2116

軽自動車税についての お知らせ

軽自動車税の賦課期日は4月1日 です。例年、納付書を送付してから 「もう車を持っていないのですが」と の問い合わせを受けますが、軽自動 車税は4月1日現在の納税義務者に 対して課税されるため、4月1日以 降に廃車の申告をしても普通車のよ うな月割制度はなく、全額課税され ます。名義変更などを行った場合は、 早めに申告をお願いします。

また盗難・焼失などで車両を所有 していないという場合でも、必ず廃 車の申告が必要ですので、忘れずに 各総合支所市民福祉課に届け出るよ

うにしてください。

【問い合わせ】

▶原動機付自転車・農耕車両・小 型特殊自動車=総務部税務課 市 民税係

- **T** 0220 (22) 2163
- ▶軽四輪・二輪・三輪=軽自動車
- **T** 022 (284) 1386
- ▶二輪の小型自動車 (250cc~)
- =宮城運輸支局
- **☎** 050 (5540) 2011

福祉灯油購入助成事業の ■申請は済みましたか?

福祉灯油購入助成事業の申請期限 は、3月24日 (火) までです。対象 となる人は、忘れずに手続きをしま しょう。

また、福祉灯油購入助成券の使用 期限は、3月31日(火)までです。期 限内にご利用ください。

【問い合わせ】

福祉事務所長寿介護課 長寿社会係

T 0220 (58) 5551



今年10月から、市県民税を公的年金から特別徴収する制度が始まります

◇特別徴収(天引き)の対象となる人 ◇納付の方法

個人市県民税の納税義務がある人の うち、前年中に公的年金を受給してい る人で、当該年度の4月1日現在65歳 以上の人が対象となります。

※非課税の人や、介護保険料の特別徴 収の対象でない人などは、対象になり ません。

◇特別徴収の対象となる税額

公的年金所得に対する市県民税額が 対象です。公的年金以外の所得もある 人は、公的年金分の税額が特別徴収、 その他所得の税額は、納税通知書によ る納付か給与からの特別徴収になりま す。

▶公的年金からの特別徴収を開始する年度

| | 納税通知書で納付 | | 公 | き | |
|----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 6 月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 税額 | 年税額の 4分の1 | 年税額の 4分の1 | 年税額の 6分の1 | 年税額の 6分の1 | 年税額の 6分の1 |

▶公的年金からの特別徴収を開始した年度の次年度以降

| | | | 公的年金加 | から天引き | | |
|----|-----------|---------------|---------------|--|--|--|
| | | 仮 徴 収 | | | 本 徴 収 | |
| | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 税額 | 前年度2月と同じ額 | 前年度2月 と同じ額 | 前年度2月 と同じ額 | 年税額から 仮徴収した 額を控除し た額の3分 の1 | 年税額から 仮徴収した 額を控除し た額の3分 の1 | 年税額から 仮徴収した 額を控除し た額の3分 の1 |

【問い合わせ】 総務部税務課 市民税係 ☎ 0220 (22) 2163

は 子ども予防接種週間 です



受け忘れている予防接種はありませんか。

母子健康手帳を確認し、まだ済んでいない予防接種がありましたら、早めに受けましょう。

■定期予防接種

| 予防接種の種類 | | 対象者 | 接種 回数 | 備考 |
|-----------------|-------|---|---------------|--|
| ポリオ | | 生後3カ月~90カ月未満 | | 間隔:41日以上 |
| BCG | | 生後6カ月未満 | 1回 | |
| ジフテリア・百 | 1期初回 | 生後3カ月~90カ月未満 | | 間隔:20日から56日まで |
| 日せき・破傷風 (2期ジフテリ | 1 期追加 | | | 間隔:1期初回(3回)終了後、6カ月以上 |
| ア・破傷風) | 2期 | 11歳以上13歳未満 | 1 回 | |
| | 1期 | 生後12カ月~24カ月未満 | 1 回 | |
| | 2期 | 小学校就学前の 1 年間 (平成14年4月2日~15年4月1日生まれ) | 1 回 | 【注意】 |
| 麻しん・風しん | 3 期 | 中学校1年生に相当する年齢の人 (平成7年4月2日~8年4月1日生まれ) | 1 回 | ▶2期・3期・4期の対象者は、接種期間が 平成21年3月31日までとなっています。接種 期間を選ばるとなったい。 左約 k ない |
| | 4期 | 高校3年生に相当する年齢の人 (平成2年4月2日~3年4月1日生まれ) | 1 回 | 期間を過ぎると任意接種となり、有料となり ますので、注意してください。 |
| | 1期初回 | 2回 | 間隔: 6日から28日まで | |
| 日本脳炎 | 1 期追加 | - 生後 6 カ月〜90カ月未満 | | 間隔:1期初回終了後、おおむね1年おく |
| | 2期 | 9歳以上13歳未満 | 1 回 | |

※日本脳炎予防接種については、現在、積極的に受けることを勧められている予防接種ではありませんが、流行地 へ渡航する場合など日本脳炎に感染するおそれが高く、特に希望する場合は定期接種として受けることができます。

◆定期予防接種に保護者が同伴できない場合は、委任状が必要となります

定期予防接種には、保護者の同伴が原則となっていますが、保護者がやむを得ない理由により同伴できない場合は、 接種を受けるお子さんの健康状態を普段からよく知っている親族(祖父母など)などが同伴し、予防接種を受けるこ とも可能です。その場合、保護者の委任状が必要となります。委任状は、各総合支所市民福祉課健康づくり係でお渡 ししています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

なお、麻しん・風しん予防接種3期・4期については、保護者の同意書(予診票の裏面にあり)があれば、保護者 が同伴しなくても予防接種を受けることができます。

分からないことがあれば、気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ】

市民生活部健康推進課 健康推進係 ☎ 0220(58)2116 または 各総合支所市民福祉課 健康づくり係

3月1日から7日まで「春の全国火災予防運動」が実施されます

【防火標語】「 火のしまつ 君がしなくて 誰がする 」

これから春先にかけて、空気が 乾燥して火災の発生しやすい気候 になります。

尊い生命と大切な財産を守るた めに、火災予防に努めましょう。

【問い合わせ】

消防本部・消防署

T 0220 (22) 0119

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

●寝たばこは、絶対にやめる。

3つの習慣 ●ストーブの近くに燃えやすいものを置かない。

●ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

●逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

4つの対策

●寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、**防炎品**を使用する。

●火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。

●お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

Tome 2